

# さいたま市障害者施設等施設整備費市費補助金交付要綱

## 第1 通則

障害者施設等施設整備費市費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日規則第59号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## 第2 障害者施設等施設整備費市費補助金

（交付の目的）

- 1 障害者施設等施設整備費市費補助金（以下「整備費補助金」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

- 2 第2において「障害者施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区分	大分類	中分類	小分類
(1) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		

<p>(2) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅介護事業所          重度訪問介護事業所          同行援護事業所          行動援護事業所          （以下「居宅介護事業所」という。）          短期入所事業所          就労定着支援事業所          自立生活援助事業所          共同生活援助事業所          相談支援事業所</p>		
<p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設          盲導犬訓練施設          視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館          聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>(4) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム</p>	<p>福祉ホーム</p>		
<p>(5) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設</p>	<p>応急仮設施設</p>		
<p>(6) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、市長が特に整備の必要を認めるもの</p>	<p>その他施設</p>		

3 第2において「施設整備」とは、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める整備内容をいう。

- (1) 第2の2の表第1号及び第3号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第5号の施設の場合、平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働省事務次官通知別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）第2の3第2号の表の左欄に掲げる整備区分に応じ、同表の右欄に掲げる整備内容
- (2) 第2の2の表第2号の施設及び同号の施設に係る第5号の施設の場合、国要綱第2の3第3号の表の左欄に掲げる整備区分に応じ、同表の右欄に掲げる整備内容
- (3) 第2の2の表第4号に掲げる施設の場合、国要綱第2の3第4号の表の左欄に掲げる整備区分に応じ、同表の右欄に掲げる整備内容
- (4) 第2の2の表第6号に掲げる施設の場合、国要綱第2の3第1号の表の左欄に掲げる整備区分（創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間施設整備を除く。）に応じ、同表の右欄に掲げる整備内容  
(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者
(1) 障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所 (療養介護を除く。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人（防災拠点スペース整備及び耐震化整備に係る補助金については、対象から除く。））、公益財団法人、一般財団法人（防災拠点スペース整備及び耐震化整備に係る補助金については、対象から除く。）、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）

イ 障害福祉サービス事業所 (療養介護に限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。)
(2) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等
(3) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人
(4) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等
(5) 応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取り扱いについて」	本表の施設の種類ごとに定められている設置者
(6) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社

(交付対象外)

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、整備費補助金の交付の対象としない。

- (1) 設置者がさいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号)第2条第1号に規定する暴力団である場合
- (2) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。)  
がさいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する場合

6 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

7 整備費補助金の交付額は、次により算出するものとする。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、国要綱別表1-2の第3欄(本体工事費の項中「地方厚生(支)局長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。)に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、国要綱別表1-2の第1欄に定める種目ごとに同表の第2欄(解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の項中「厚生労働大臣」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。)により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に3/4を乗じて得た額と、イにより算出した額を施設の種類ごとに比較して少ない方の額(以下「市費補助基本額」という。)の範囲内の額を交付額とする。

(2) (1)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 国要綱別表1-3及び国要綱別表4の第1欄に定める種目ごとに、それぞれの表の第2欄(国要綱別表1-3にあつては本体工事費、スプリンクラー設備等工事費及び仮設施設整備工事費の項中、国要綱別表4にあつては本体工事費及び解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の項中「厚生労働大臣」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。)に定める基準額と、それぞれの表の第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3/4を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(3) 次の表の①欄に定める区分において、②欄に定める対象施設における、(1)及び(2)に規定する事業については、(1)のうち「3/4」とあるのは「(3)の表の③欄に定める補助率」と、(2)のイ中「3/4」とあるのは「(3)の表の③欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

①区分	②対象施設の種類	③補助率
ア 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6
イウ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6

(交付の条件)

8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、様式第6号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった結果、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

- (8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。なお、社会福祉法人等（社会福祉法人設立準備会を含む。）が事業を行うために締結する契約については、「社会福祉施設等整備費補助等に係る工事請負等契約手続基準」によらなければならない。

(11) 整備費補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金及び財団法人 J K A 又は公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(12) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下、「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、整備費補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

なお、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(13) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

9 整備費補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

規則第 5 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとし、その提出期限は、毎年度別に指示する期日とする。

（変更申請手続）

10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第 2 の 9 に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。



(交付決定までの標準的期間)

- 1 1 整備費補助金の交付の決定までの標準的期間について、市長は、第2の9又は10による申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(交付の方法)

- 1 2 整備費補助金は、概算払いで交付する。

(状況報告)

- 1 3 整備費補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着手したときは、様式第3号により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については、様式第4号により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

- 1 4 整備費補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

規則第14条の報告書の様式は、様式第2号のとおりとし、その提出期限は事業完了の日から起算して25日を経過した日(第2の8第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から25日を経過した日)又は3月31日のいずれか早い日までとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る市の会計年度の翌年度の4月20日までに様式第5号による報告書を市長に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 1 5 市長は、次に掲げる場合に整備費補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が第2の8により付した条件に違反した場合
- (2) 社会福祉法人等が第2の5に該当する場合

- 1 6 市長は、次に掲げる場合に期限を定めて整備費補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(2) 第2の15の規定により整備費補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に整備費補助金が交付されているとき。

(その他)

17 特別の事情により第2の7、9、10、13及び14に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年1月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年3月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年2月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年7月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年8月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行の日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2の5の規定は、平成25年4月1日以後にさいたま市障害者（児）施設等施設整備費市費補助金の交付の申請を行ったものについて適用し、同日前に交付の申請を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

ただし、第2の2の(4)及び(5)の改正については、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号

番 号  
年 月 日

(あて先) さいたま市長

所 在 地  
名 称  
代 表 者

(元号) 年度障害者施設等施設整備費市費補助金の交付申請について

このことについて、次により市費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請  
します。

1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 施設の種類

3 申請額内訳 別紙(1)

4 事業計画 別紙(2)

(添付書類)

- ・歳入歳出予算書（見込書）抄本
- ・宣誓書 別紙(3)



## 事業計画

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地  
 (2) 施設の種類  
 (3) 事業の目的及び効果  
 (4) 設置主体及び経営主体  
 (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

## 2 施設整備費に係る事業計画

## (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収(予定)地の別）  
 (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）  
 (エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (オ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。  
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）  
 (ウ) 建築年月日  
 (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）  
 (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____	円
イ	工事事務費	_____	円
ウ	小計(本体工事費)	_____	円
エ	介護用リフト等特殊 附带工事費	_____	円
	(介護用リフト工事費)	_____	円
	(_____)	_____	円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____	円
カ	授産施設等整備工事 費	_____	円
キ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費		
	(解体撤去工事費)	_____	円
	(仮施設整備工事費)	_____	円
ク	その他の工事費	_____	円
ケ	地域交流スペース	_____	円
コ	合 計	_____	円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	市費補助金	_____	円
イ	〇〇補助金	_____	円
ウ	設置者負担金	_____	円
	(内訳) 一般財源	_____	円
	地方債	_____	円
	寄付金	_____	円
エ	合 計	_____	円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
  - (ア) 直営・請負の別
  - (イ) 着工年月日
  - (ウ) 完了年月日
- キ 仮施設工事関係
  - (ア) 直営・請負・賃貸借の別
  - (イ) 工事期間
  - (ウ) 仮施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項



宣誓書

（元号） 年 月 日

さいたま市長

所在地  
名称  
代表者職氏名

さいたま市障害者施設等施設整備費市費補助金の交付申請をするに際し、下記のすべてについて宣誓します。

記

- 1 私は暴力団員ではありません。
- 2 当法人は暴力団の利益になる法人ではありません。
- 3 要綱第2の5の規定に該当しません。また、交付決定後に同号に該当することが判明したときは、交付決定を取り消され、又は補助金の返還を求められることに異議ありません。
- 4 上記事由を確認する必要がある場合には、別紙役員等の名簿記載の情報のほか、申請書に記載されている情報を暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。なお、前記のことについては、役員全員が了承していることを確認しています。

(別紙)

## 役員等の名簿

### 1. 理事・取締役等

職名	フリガナ 氏名	常勤・非常勤	生年月日		性別
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女

### 2. 監事・監査役等

職名	フリガナ 氏名	常勤・非常勤	生年月日		性別
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女
		常勤・非常勤	T・S・H	年 月 日	男・女

### 3. 備考

--

(注) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、評議員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含めて記載すること。





## 事業実績報告書

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地  
 (2) 施設の種類  
 (3) 設置主体及び経営主体  
 (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

## 2 施設整備費に係る事業内容

## (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収(予定)地の別)  
 (ウ) 施設整備の区分 (創設、拡張等の別)  
 (エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (オ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。  
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)  
 (ウ) 建築年月日  
 (エ) 補助金の区分 (昭和〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)  
 (オ) 処分(取りこわし)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
 (イ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____	円
イ	工事事務費	_____	円
ウ	小計（本体工事費）	_____	円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____	円
	（介護用リフト工事費）	_____	円
	（_____）	_____	円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____	円
カ	授産施設等整備工事 費	_____	円
キ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	_____	円
	（解体撤去工事費）	_____	円
	（仮施設整備工事費）	_____	円
ク	その他の工事費	_____	円
ケ	地域交流スペース	_____	円
コ	合計	_____	円

（注） 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - （ア）着工年月日
  - （イ）完了年月日
- カ 仮施設工事関係
  - （ア）工事期間
  - （イ）仮施設の使用期間

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(5) その他参考事項

（添付書類）

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写  
直営の場合は、支払領収書の写  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写  
（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第7項の規定に
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表  
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図  
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙①）
- 7 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）

番 号  
年 月 日

(あて先) さいたま市長

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

施工業者  
株式会社 △△△建設  
代表取締役 △△△△

### 工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、市費補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当 初 〇 〇 工 事 請 負 契 約	(元号) 年 月 日	金 円
〇 〇 変 更 ( 追 加 ) 契 約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円





様式第 4 号

(元号) 年度障害者施設等施設整備費市費補助金による施設の工事進捗状況報告書

施設の種類の

施設名	設置主体	創設、拡張等の別	市費補助額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日までの 出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備考

様式第5号

番 号  
年 月 日

(あて先) さいたま市長

所 在 地  
名 称  
代 表 者

(元号) 年度障害者施設等施設整備費市費補助金  
の年度終了実績報告について

このことについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日規則第59号）第14条の規定により、別紙のとおり報告します。



様式第6号

番 号  
年 月 日

(あて先) さいたま市長

所 在 地  
名 称  
代 表 者

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた (元号) 年度障害者施設等施設整備費市費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

1 施設の種別及び名称

2 さいたま市補助金等交付規則 (平成13年5月1日規則第59号) 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要市費補助金等返還相当額)

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)